

## 雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 若者等を取り巻く雇用情勢が依然として厳しいことを踏まえ、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体を実施する雇用・就業対策について財政支援を講じること。
2. 高齢者の就労機会の拡大を図ること。  
また、シルバー人材センター事業について、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情を勘案した適正な事業運営のため、所要の措置を講じること。
3. 女性の就労機会の拡大を図ること。  
また、働く女性の出産、子育て、職場復帰等に当たり、経済的不利益が生じないよう処遇の改善を図るなど、労働環境の整備を推進すること。
4. 地方採用枠を拡大する企業に対する支援の充実を図ること。
5. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を緩和し、設置の恒久化を可能とすること。
6. 地域における労働力不足の解消について一定の効果があることから、外国人技能実習生の実習期間の延長や受入人数枠の拡大等、制度の見直し及び拡充を図ること。
7. 東日本大震災関係について  
被災地においては、復興需要に伴い、建設業、運送業、小売・サービス業等に係る労働力不足が顕著になっていることから、多岐にわたる労働分野において就職促進や教育訓練等の対策を強化し、高齢者及び女性の雇用機会の拡充、外国人労働力の導入等に向けた具体的な施策を進めるとともに、それらに対する十分な財政措置を講じること。